

令和6年度 第2回小笠原諸島世界自然遺産地域 地域連絡会議 議事概要

結果概要(議事概要)は以下のとおりである。

- 会議は公開で行われた。
- それぞれの議事について、事務局から資料に沿って説明を行い、参画団体、管理機関から意見等がなされた。議事ごとの主な意見等は以下のとおり。

(1)第一回地域連絡会議の意見と対応(資料1)

- ・ 意見①「光害など公共建築物等における環境配慮」について、今年度開催した「海鳥レスキュー講習会」で、この課題が共有されたのではないかと。また、地域連絡会議の参加団体による現地視察を、次年度に調整できればと思っている。(環境省)
- ・ 意見②「行政の環境配慮の見える化」については議事(5)で東京都から環境配慮マニュアルについての説明を行う。(環境省)
- ・ 意見③「課題解決のための研究開発」について、特に東京都の研究施設との連携に関し、東京都立大学と小笠原村の協定を活用するとともに必要に応じて島内の研究機関との連携・協力ができるようなことを進めていきたい。(環境省)
- ・ 意見④「野生生物保護センターの設置」について、今後環境省が主体となり世界遺産センター内の小笠原動物対処室の機能拡張で対応予定。(環境省)
- ・ 意見⑤「カントリーコードの普及啓発」について、特に父島で熱帯魚の採取・持ち出しが問題となっている。法的な規制がかかっている部分(国立公園の海域公園地区、東京都漁業調整規則)では警察や海上保安庁と連携している。その上で、「小笠原カントリーコード」の普及啓発をより強化し、特に来島者に呼びかけたい。なお「ポスター」については掲示されたばかりで明確な効果までは把握できていない。また、カントリーコードは来島者向けのルールであり、在島者には効果がないという意見もある。(環境省)
 - 小笠原海運からの報告で、島外への熱帯魚の持ち出しが、9月には18箱あった。10月は啓発ポスターを掲示したためか、持ち出しはなかったが、11月に6箱、12月にも8箱あった。これまでに数百匹以上の持ち出しがあり、今後も続くのではないかと憂慮している。(村議会議員の平野氏からの情報提供)
- ・ 意見③の意図について、地域の課題を個別に陳情する形ではなく、東京都や島内・島外の研究機関に検討してもらう仕組みをつくってほしい。(小笠原自然文化研究所)
 - 地域連絡会議で出た意見は公表資料となるので行政側に伝えることは問題ないが、意見を受けるかは行政側も既存の決め方があるので、調整が必要かと思う。(環境省)
 - 小笠原亜熱帯農業センターとして、島の農業の課題であれば連携・相談するスタンスは今まで通り協力したい。意見を次の選定の仕組みに入れるかは改めて検討する。(東京都)

(2)母島部会のこれまでの経緯(資料 2)

- ・ 経緯として設置目的、体制、主な検討事項を説明。(環境省)
- ・ 母島への新たな脅威については科学委員会からの意見として、今の制度で十分ではないのに域連絡会議での議論に移ってよいのか、父島も含めて小笠原諸島への持込みについてももう少し厳しくするべきではないか、母島部会を上回る検討がさらに必要ではないかというものであった。(織委員、吉田委員)

(3)母島部会の継続課題の取組状況

<土付き苗の温浴について(資料 3-1、別紙)>

- ・ 温浴することで外来種を除去する、通称「ははの湯」の運用を自主ルールで開始しており、令和5年度からは小笠原アイランズ農業協同組合母島支店(以下、「母島農協」とする。)に委託している。認知度が足りていないことが課題として挙げられており、令和3年度に実施したアンケートの結果、回答のうちの2割は「全く知らなかった」というものであった。また「苗への悪影響が不安」や「面倒」といった理由で温浴はしたくないという意見もあった。(環境省)
- ・ 「ははの湯」実施件数は少ないが、土付き苗はかなりの数が持ち込まれている。認知度についてはチラシの全戸配布も実施しており、温浴処理も町の中心で行っているので取組を知らないことはないはず。(母島農協)
- ・ 「ははの湯」の次の段階の規制を検討しているのは事実であり、危機感を島民に訴えながら「ははの湯」を運営して様子を見るべき。(小笠原母島観光協会)
- ・ 農業者は土付き苗の持込みを意識している。シロアリ条例があるにもかかわらず、シロアリ生息地域から土付き苗が多く入っているように、新たな規制をかけても実効力があるかは別の話かと思う。(母島農協)
- ・ 新たな外来種の侵入防止は非常に大きな課題。植物防疫法(以下、「植防法」とする。)では海外からの土付き苗を輸入禁止しているようだが制度化は時間がかかる。完璧でなくてもよいので安全な園芸種など指標になるようなものを出せばよいのではないかと。たたき台を次の地域連絡会議に出したい。(小笠原野生生物研究会)
- ・ 環境省の外来生物法も植防法も、小笠原から出るものに対して、内地への蔓延防止という内容になるので準用できない。(環境省)
- ・ 「ははの湯」をより浸透させるため、ニューギニアヤリガタリクウズムシに特化した温浴時短版を検討してはどうか。また、鉢に水を浸透させるのに時間がかかる件については市販の園芸用資材(土への水の浸透をよくする材)を温浴装置に混ぜると時間の短縮につながるのではないかと。(小笠原環境計画研究所)
- ・ 苗の搬出元によってはリスクが限られることもあると思うので、フレキシブルに対応する方法があるかもしれない。(環境省)

<港湾等における外来生物侵入防止のためのモニタリングについて(資料 3-2)>

- ・ 母島部会において港湾など資材が集積する場におけるモニタリングの必要性が指摘されたこ

とを踏まえ、令和6年度調査を実施。東京港ではツヤオオズアリ、セアカゴケグモ、父島二見港ではナンヨウテンコクオオズアリ、ツヤオオズアリ、母島沖港では初めてミナミヒメハリアリが、母島資材置き場ではアシジロヒラフシアリが確認された。(環境省)

<『建設工事等における外来種対策指針-母島版-』の試行状況について(資料 3-3)>

- ・ 外来種対策指針-母島版-作成の経緯を説明。令和7年度も引き続き試行点検を実施し、地域連絡会議において議論を行った上で、指針について確定していく予定。(環境省)

(4)今年度の事業について

<新夕日ヶ丘自然再生区の状況(資料 4-1)>

- ・ 新夕日ヶ丘自然再生区はオガサワラシジミが再発見された場所のため、グリーンアノール柵が設置された。今年度末から来年度にかけてアノール柵を大幅改修する予定。(環境省)

<公益的機能維持増進協定について(資料 4-2)>

- ・ 公益的機能維持増進協定の概要について説明。母島南崎地域にて森林所有者と9月に協定を結び、予算が出れば国有林と民有林の一体的な外来植物駆除を令和7年度の4月より実施予定。(小笠原諸島森林生態系保全センター)

<集落におけるネズミ対策実施状況(資料 4-3)>

- ・ 令和6年度9・10月の一斉防除の際に、ベイトステーション(以下「BS」とする。)による防除を、関係機関・団体の協力を得て試行。今後は丁寧な説明をしながら、ネズミの死体回収と組み合わせたBSによる防除への切り替えを図りたい(小笠原村)

<兄島における殺鼠剤空散について(資料 4-4)>

- ・ 令和6年度11月初旬から兄島、人丸島、瓢箪島、西島においてヘリコプターでの殺鼠剤空散を実施。新型の散布機を使い、低高度で海岸線まで散布したため、流出した殺鼠剤もあったが、漁協の協力を得てかなりの割合が回収できた。(環境省)

<母島属島におけるネズミ対策(資料なし)>

- ・ 母島属島においてオガサワラカワラヒワの保全のために、オガサワラカワラヒワ調査とドブネズミ対策を行っている。平島は小笠原村で対策を行い、姪島と向島は今東京都で駆除を実施している。環境省では今年度、ドローンによる殺鼠剤の散布が行えるよう技術開発を行っている。(環境省)

(5)その他

<環境配慮について(資料 5-1-1、5-1-2)>

- ・ 令和6年9月～10月に、東京都建設局が実施した航空レーザ測量について、飛行自粛区域である南島上空をヘリコプターが飛行してしまったことの報告。
- ・ これを受け、小笠原諸島の工事等に携わる東京都職員が設計施工時に参考となる事項についてまとめた「環境配慮マニュアル」を今後、希少種などの一部情報の削除や今回の事例の追記等を行い、公表版として整理し、環境省世界自然遺産センターのホームページや小笠原支

庁のホームページなどで、令和7年1月中に公表予定。(東京都環境局)

<宝島チャレンジプロジェクト(資料 5-2-1、5-2-2)>

- ・ 今年度から宝島チャレンジプロジェクトとして複数の島しょにまたがる新たなサービス等を提供する民間の事業者を募集し、小笠原グリーン株式会社の取組が採択された。令和8年度まで支援を実施する。(東京都総務局)

<動物持込み申告、世界自然遺産5地域会議と大阪・関西万博参加(資料 5-3、5-4)>

- ・ 令和3年 4 月から段階的に運用しているペット条例に伴い、動物の持ち込み申告を令和6年 10 月から試行的に実施。犬や猫だけではなく、鳥や虫、魚、家畜等も申告の対象となる。(小笠原村)
- ・ 令和5年 1 月に「世界自然遺産 5 地域会議」が発足し、令和7年の大阪・関西万博への参加を予定している。5月6日はテーマウィーク枠で、世界遺産関係の有識者トークや事例の発表等が行われ、6月5日は一般参加催事枠として世界自然遺産地域の取組が行われる。ここではこども作文コンクール「世界自然遺産と私たち」優秀作品の表彰式を行う。(小笠原村)

<光害と海鳥への影響について(資料なし)>

- ・ 父島でのオナガミズナギドリの事例より、過去20年の落鳥の記録を見ると、集落地域や海岸沿いに落ちており、時期は 11 月末から 12 月初めの巣立ち期であることが分かってきた。また、月齢と不時着数の記録から満月になると保護が減っていることより、明かりに寄せられて落ちることが多いとわかった。(小笠原自然文化研究所)
- ・ 父島漁協の照明をオレンジ色にし、建物の近くをライトアップするものをなくしたところ、海鳥の衝突が劇的に減った。このように小笠原では新しいことをやらなくても、照明の設置の仕方・質などで光害が低減できる方法が分かってきている。公共工事のラッシュ時期を迎えており、様々に照明が配置される中で、小笠原でよい成績を収めた成果を採用していただきたい。(小笠原自然文化研究所)

以上